

国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業

公募設置等指針等に関する質問及び回答

【回答公表年月日：令和7年5月29日】

| No | 資料名 | 項 | 質問内容 | 回答 |
|----|---------|------|--|--|
| 24 | 公募設置等指針 | P.23 | 国が徴収する入園料は認定計画提出者が変更できないとありますが、イベントへの参加費として入園料とは別に徴収することは可能でしょうか。また、その場合、使用料は発生しますでしょうか。 | イベント開催による参加費の徴収は可能です。公募対象公園施設の区域において、売店や仮設工作物等を設置する場合は追加で使用料を負担する必要はありませんが、公募対象公園施設の区域外において、売店や仮設工作物等を設置する場合は使用料又は占用料を負担する必要があります。なお、イベント等の自主事業を実施する詳細な条件については、公募設置等指針 P.23「1.6.8.その他」の項目を修正しましたので、併せてご確認ください。 |
| 25 | 公募設置等指針 | P.29 | 「国が一定の条件のもとで想定している特定公園施設の改修整備費（実施設計を除く）」にて、駐車場の表記がありませんが、駐車場の整備費も内訳に含まれて算定されているか。 | 新昭島口ゲートエリアの特定公園施設の改修整備に要する費用（11.71億円）には、駐車場の整備費も含み算定しています。 |
| 26 | 公募設置等指針 | P.29 | 特定公園施設は大規模なものが想定され、要求水準書にも工事監理管理業務が見込まれており、工事監理費が必要となりますが、国の負担費用のどの費目の金額に見込まれているか。 | 特定公園施設の工事監理業務に係わる国の費用負担については、改修整備に要する費用に含めて計上しています。なお、様式5-8（別紙1）の備考欄に誤記がありましたので、修正いたしました。併せてご確認ください。 |
| 27 | 公募設置等指針 | P.29 | 工事監理費の建築と土木（造園）の内訳や割合に関する条件があればご教示いただきたい。 | 特にありません。業務実態に応じた適切な設定をお願いいたします。 |
| 28 | 公募設置等指針 | P.31 | 表8にて、令和9年度の上限額は1.9億円となっているが、これは設計費を指すか。また、その場合、「特定公園施設の設計に要する国の負担額の上限」192,000千円とどちらが正になるか。 | 表8に記載の1.9億円は設計費の上限を指すものであり、正しくは1.92億円です。誤記のため、表記を修正いたします。 |
| 29 | 公募設置等指針 | P.31 | 表8にて、令和9年度の上限額は1.9億円となっているが、仮にこちらが改修整備費である場合、合計が21.97億円となり、P.28記載の2,007,000千円と不整合であるが、どのような条件設定となっているかご教示いただきたい。 | ※No. 28を参照。 |

| No | 資料名 | 項 | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|---|---|--|
| 30 | 参考データ | — | <p>現公園内の収益施設の維持管理運営費*¹に関わるデータ*²を提供いただくことは可能か。</p> <p>*¹人件費、清掃、保守点検、施設修繕、光熱水費など。若しくは支出の合計額が分かるもの。</p> <p>*²可能であれば、数年分提供いただきたい。</p> | <p>公表することによって収益施設の現運営者の正当な利益を害するおそれがあるため、データを提供することはできません。</p> |